

第六十七号の六様式(第十条の二十三、第十条の二十四関係)(A4)

〔 全体計画認定
全体計画変更認定 〕 をしない旨の通知書

第 号
年 月 日

申請者 様

特定行政庁 印

別添の全体計画認定書及び添付図書に記載の計画については、下記の理由により建築
基準法第 条 第 項による〔 全体計画認定
全体計画変更認定 〕をしないこととしましたので、
通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以
内に 建築審査会に対し審査請求することができます(なお、この通知を受けた
日から3か月以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができ
なくなります。)。また、この通知を受けた日(当該処分につき審査請求をした場合におい
ては、これに対する裁決の送達を受けた日)から6か月以内に を被告として(訴訟
において を代表する者は となります。)、処分の取消しの訴えを提起す
ることができます(なお、この通知又は裁決の送達を受けた日から6か月以内であつても、
処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくな
ります。)。

(理由)